

令和6年7月24日
岩手地方最低賃金審議会
事務局：岩手労働局労働基準部賃金室
電話：019-604-3008

岩手地方最低賃金審議会岩手県最低賃金第1回専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記5の募集要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 日 時 令和6年8月7日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 盛岡第2合同庁舎 5階労働局会議室(盛岡市盛岡駅西通1-9-15)
- 3 議 題 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について
実地視察の概要について
関係労使参考人からの意見聴取について
金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的な考え方について
- 4 傍 聴 者 6名以内
- 5 募集要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名及び電話番号を御記入の上、はがき等で下記の宛先までお申し込み下さい。

お申し込み締切日は、令和6年7月31日(水)(必着)です。

申込宛先：〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15
盛岡第2合同庁舎5階 岩手労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選といたします。抽選の結果、当選された方に対しては、後日はがきにより連絡いたしますので、当日は必ずそのはがきを持参して下さい。
- (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越し下さい。審議会の開始後の入室は認められませんので御注意下さい。

なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかるものをお持ち下さい。

- (4) 公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会議の一部を非公開といたします。非公開とする場合には、退席いただくこととなりますので御承知おき下さい。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守して下さい。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添え下さい。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添え下さい。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話、時計のアラーム等の音の出る機器は、音が出ないようにスイッチを必ず切って下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものをもっている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、会長は、その者を退場させることがあります。